

セルフメディケーション税制概要について

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防へ向けた一定の取組※1を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己または自己と生計をひとつにする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだスイッチOTC医薬品※2の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(上限:88,000円)について、その年分の総所得金額などから控除します。

※1 一定の取組とは
特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診を受けている方

※2 スイッチOTC医薬品とは
更生労働省が定める特定成分を含んだ医薬品です。
(薬局やドラッグストアのレシートに、「※」印がついているものが、対象商品となります)

(注)セルフメディケーション税制の適用を受けることを選択して確定申告書を提出した場合には、その後において納税者が更正の請求をし、または修正申告書を提出するときにおいて、セルフメディケーション税制から従来の医療費控除へ適用を変更することはできません。従来の医療費控除を受けることを選択した場合も同様です。

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3111(内線134)

年に一度は健康診査を受けましょう

福岡県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的とした健康診査を実施しています。

平成29年度の受診期限は平成30年3月31日です。まだ受診されていない方は、お早めにご予約の上、受診してください。実施医療機関がわからない場合は、お気軽に下記までご連絡ください。

受診のときは、「被保険者証(保険証)」と広域連合が郵送した「受診票」、自己負担金500円が必要です。受診票を紛失した場合は再発行をしますので、お問合せください。

※生活習慣病(糖尿病や高血圧症など)で治療中の方は受診の対象となりません。



セルフメディケーション税制に関する健診の証明

セルフメディケーション税制に関する一定の取組の一つである後期高齢者健康診査の受診証明を必要とする場合は、郵送による請求が必要です。(証明依頼書は広域連合ホームページからダウンロードできます。ホームページアドレス <http://www.fukuoka-kouki.jp>)

■健診証明の請求が必要な方

平成29年1月から12月までの間に福岡県後期高齢者健康診査を受診している方で、次の4項目全てに該当する方

- ① 平成29年中の所得について確定申告を予定している(課税所得がない場合は不要)。
- ② 平成29年中に1万2千円以上の対象医薬品を購入した領収書を持っている。
- ③ 従来の医療費控除の適用を受ける予定がない(両方の適用は不可)。
- ④ 他の証明書類(インフルエンザ予防接種やがん検診領収書など)を所持していない。

■郵送先

〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1-27 福岡県自治会館5階
福岡県後期高齢者医療広域連合 健康企画課 健康企画係 行
※確定申告については、税務署または市町村税務担当課にお問合せください。

●問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター TEL 092-651-3111



青少年健全育成講演会

「親子関係、人間関係をよりよくするにはどうしたらいいのか」家庭・地域・学校における子どもたちの心理的課題と、人とのつながりを深める接し方について考えてみませんか。



子どもが健やかに育つかかわり方、支援の在り方について、みんなで学び合いませんか。

●申し込み・問い合わせ先

上毛町青少年健全育成町民会議事務局
(上毛町教育委員会内) TEL 72-3111(内線176)

- 日 時 1月27日(土) 10:00~12:00 受付9:40~
- 場 所 げんきの杜 研修室
- 講 師 一般社団法人 家庭教育研究機構 アドバイザー 木藤政博 氏
- 演 題 子どもへのかかわり方の“コツ”教えます ~カウンセリング・マインドを生かしたかかわり方~
- 定 員 40名 ※先着順
- 参加料 無料
- 申込締切 1月19日(金)
※ただし、定員になり次第締め切ります。
- 申込方法 事務局まで電話で申し込みください。

確定申告(住民税申告・国民健康保険税申告)の受付日程をお知らせします

確定申告の時期が近づいてきました。本年は下記の日程で受付します。間近になってあわてないように、今から必要書類・帳簿を整理しておきましょう。
※その他、詳細については2月号で掲載します。

受付日	8:30~12:00	13:00~16:30	会 場
2月16日(金)	西友枝(1区、2区)	西友枝(3区、4区)	たいへいの里 (大平支所・研修室)
19日(月)	東上(1区、2区)	東上(3区、4区)	
20日(火)	東下西	東下東	
21日(水)	土佐井(東・西・一ノ瀬)	土佐井(中・新谷)	
22日(木)	土佐井(下田井)	友枝地区で申告未済の方	唐原コミュニティセンター (講堂)
23日(金)	原井・有野	百留・上唐原(梶屋・薬丸)	
26日(月)	上唐原(重吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺小路)	
27日(火)	下唐原東区	下唐原西1区	
28日(水)	下唐原西2区	唐原地区で申告未済の方	げんきの杜 (研修室)
3月1日(木)	矢方	緒方	
2日(金)	成恒下	成恒上	
5日(月)	安雲西	安雲東	
6日(火)	尻高下ノ上、下ノ下	尻高上・中	げんきの社会場対象地区の方で申告未済の方
7日(水)	大ノ瀬	ハツ並	
8日(木)	中村	吉岡	
9日(金)	松本	宇野西区	
12日(月)	宇野東区	げんきの社会場対象地区の方で申告未済の方	上毛町役場 (2階 大会議室)
13日(火)	宇野垂水	垂水上区	
14日(水)	垂水中区	垂水下区	
15日(木)	申告未済の方(全地区対象)	申告未済の方(全地区対象)	

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3111(内線134)

家屋の新増築、取り壊しなどをされた場合は手続きが必要です

次に該当する場合は税務課までご連絡ください。

◎家屋を新築、増築したとき

町職員または県職員が、日程調整の上、固定資産税の課税のために評価に伺います。具体的には、間取りや建築資材を確認するもので、所要時間は1時間程度です。



◎家屋の全部もしくは一部を取り壊した場合

町職員が確認に伺いますので速やかにご連絡ください。※法務局で滅失登記をされた場合は必要ありません。

◎固定資産税の納税義務者が亡くなった場合

固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者、または納税管理人が亡くなった場合、相続人代表者の指定などの手続きが必要となります。

●問い合わせ先

税務課 税務係 TEL 72-3111(内線135)

コンポスト等生ごみ処理容器購入補助金をご活用ください

排出される生ごみを自家処理することでごみを減量化させることを目的とし、一般家庭がコンポストなど生ごみ処理容器を購入した場合、その費用の一部を補助します。

生ごみ処理容器を購入された方は、ぜひ補助金をご活用ください。

■補助金額 購入金額の2分の1相当

●生ごみ処理機(電動)

補助金の額(上限)15,000円/台
※6年につき1世帯1台まで

●生ごみたい肥化容器

補助金の額(上限)3,000円/台
※2年につき1世帯2台まで

■申請必要書類 ①領収書の写し(レシートは不可)

②購入商品のパンフレットなど

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)